

## 教育に関する大綱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（26文科初第490号通知（平成26年7月17日））より（抜粋）

### 1 改正法の概要

地方公共団体の長は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとしたこと。

### 2 留意事項

地方公共団体の長は民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、大学及び私立学校を直接所管し、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している。また、近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっている。これらを踏まえ、今回の改正においては、地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしている。

#### ① 大綱の定義

ア 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。

イ 大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定しているものであること。

#### ② 大綱の記載事項

ア 大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられること。

イ 大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、地方公共団体の長が策定するものとしているが、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要であること。

### 3 地方教育振興基本計画その他の計画との関係

地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

# 教育に関する大綱と各種計画との概念図

立川市第4次長期総合計画（平成27年度～平成36年度）

立川市第4次基本構想（平成27年度～平成36年度） 将来像： にぎわいとやすらぎの交流都市 立川

立川市前期基本計画（平成27年度～平成31年度）

**都市像：育ち合い、学び合う文化の香り高いまち**  
**政策：子ども・学び・文化**

- 施策1 子ども自らの育ちの推進
- 施策2 家庭や地域の育てる力の促進
- 施策3 配慮を必要とする子どもや子育て家庭への支援
- 施策4 学校教育の充実
- 施策5 教育支援と教育環境の充実
- 施策6 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上
- 施策7 生涯学習社会の実現
- 施策8 スポーツ活動の推進
- 施策9 文化芸術の振興
- 施策10 多文化共生の推進
- 施策11 男女平等参画社会の推進

**教育に関する大綱（市長が定める）**

- ① 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針
- ② 総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整を尽くし、市長が策定
- ③ 市長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行

平成27年度から施行

**総合教育会議の開催（市長が招集）**

構成員は市長と教育委員会。会議は原則公開。  
 教育に関する大綱の策定や重点的に講ずべき施策を議題とする。

平成27年度から施行

個別計画

第3次夢育て・たちかわ子ども21プラン  
 （平成27年度～平成31年度）

立川市スポーツ推進計画  
 （平成27年度～平成31年度）

立川市第3次文化振興計画  
 （平成27年度～平成31年度）

立川市第3次多文化共生推進プラン  
 （平成27年度～平成31年度）

立川市第6次男女平等参画推進計画  
 （平成27年度～平成31年度）

個別計画

立川市第2次学校教育振興基本計画  
 （平成27年度～平成31年度）

立川市特別支援教育実施計画  
 （平成26年度～平成28年度）

立川市第5次生涯学習推進計画  
 （平成27年度～平成31年度）

立川市第2次図書館基本計画  
 （平成27年度～平成31年度）

立川市第3次子ども読書活動推進計画  
 （平成27年度～平成31年度）

立川市教育委員会教育目標

立川市  
 （市長部局）

国  
 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正・同法改正通知（平成26年7月）

立川市教育委員会